

平成27年 4月15日
東北地方整備局

入札監視委員会第二部会第4回定例会議（3月18日） の審議概要について

～抽出案件5件を審議、意見の具申・勧告はなし～

平成26年度東北地方整備局入札監視委員会第二部会第4回定例会議が、
3月18日（水）、東北地方整備局で開催されましたので、その審議概要（別紙）
についてお知らせします。

議事では、委員により抽出された案件5件の審議が行われ、委員からの意見の
具申・勧告事項はありませんでした。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 東北地方整備局

仙台市青葉区花京院一丁目1番20号

TEL (022)716-0013（ダイヤルイン）

契 約 管 理 官

うのさわ
宇野沢

まもる
衛

（内線6221）

経 理 調 達 課 課 長 補 佐

さとう
佐藤

ひろまさ
浩正

（内線6554）

東北地方整備局 入札監視委員会（第二部会）第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成27年 3月18日（水） 東北地方整備局会議室		
委員	部会長 齊藤 幸治（弁護士） 部会長代理 高橋 敏彦（東北工業大学工学部教授） 委員 是川 晴彦（山形大学人文学部教授）		
審議対象期間	平成26年10月 1日～平成26年12月31日		
総審議案件	5件	〈備考〉	
工 事	一般競争（WTO対象）		1件
	一般競争（WTO対象外）		2件
	工事希望型競争		0件
	工事希望型以外の 指名競争入札		0件
	随意契約		0件
	建設コンサルタント業務等		1件
役務の提供等及び 物品の製造等	1件		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	本日の審議結果について、意見の具申又は勧告事項はありません。		

東北地方整備局 入札監視委員会（第二部会）第4回定例会議審議概要

審 議 案 件 工 事 概 要 書

	入札・契約方式	工 事 名	工事種別	契約金額 (単位：千円)	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数
1	一般競争 (WTO対象)	相馬港本港地区防波堤（沖）（災害復旧）築造 工事	港湾土木	1,137,240	4者	4者
2	一般競争 (WTO対象外)	仙台空港エプロン拡張工事	空港等舗装	409,320	1者	1者
3	一般競争 (WTO対象外)	酒田港北港地区防波堤（北）（第二）本体工事	港湾土木	231,120	2者	2者

審 議 案 件 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等 概 要 書

	入札・契約方式	業 務 名	業務区分	契約金額 (単位：千円)	手続きへの参加資格 及び業務実施上の 条件を満たす参加 表明書の提出者数	入札参加者数
4	簡易公募型 競争入札	釜石港湾口地区防波堤北堤（浅部）2，3区細 部設計	建設コンサルタント等	41,720	3者	3者

審 議 案 件 役 務 の 提 供 等 及 び 物 品 の 製 造 等 概 要 書

	入札・契約方式	業 務 名	業務分類	契約金額 (単位：千円)	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数
5	一般競争	仙台塩釜港港湾業務艇用船（その2）	役務の提供等	3,045	1者	1者

1 定例報告

NO. 1

	意見・質問	回 答
1-1	報告項目：「対象期間の発注状況」 ・WTO案件で外国の建設関係の業者が参加することはあるのか。	・船舶の建造等では参加した実績はあると思いますが、工事では実績はほとんど無いと思われます。
1-2	報告項目：「指名停止措置の運用状況」 ・特になし。	
1-3	報告項目：「談合情報等の対応状況及び談合疑義事実の該当事案」 ・特になし。	
1-4	報告項目：「工事種別ごとの再度入札における一位不動状況」 ・特になし。	
1-5	報告項目：「工事種別ごとの低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況」 ・特になし。	

2 審 議

	意見・質問	回 答
2-1	審議案件：「相馬港本港地区防波堤(沖)(災害復旧)築造工事」 ・ケーソンの解体とは。 ・状況によっては再利用するのか。 ・ブロックは再利用するのか。 ・総合評価方式ということで、最低価格でない者が落札しているが、特殊な工法等の提案があったということか。 ・価格が接近しており、調査基準価格に近い金額での落札となっているが、どういう理由なのか。 ・業者の受注意欲が高いということなのか。 ・ケーソンの破壊は難しいものなのか。 ・2カ所で行っているということですが、ケーソンを再利用する場合と通常の据え付けの場合では経費的にどちらが安いのか。	・被災して壊れたケーソンで再利用できないものを解体し、撤去します。 ・はい、被災の程度によって再利用しています。 ・ブロックは基本的には再利用しています。 ・いえ、そういった特殊なものはありません。 ・本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）及び資材単価等を開示していることや、過去の同種工事の積算内訳も公表されていることから、比較的精度の高い積算が可能であったと推察されます。また調査基準価格の計算式も公表されていることから、調査基準価格に近い入札が可能だったと思われます。 ・そのように推察されます。 ・工法的には複雑な工事ではありませんが、震災後から何件か発注しており、やり方にはなれているという面があるかも知れません。 ・一概にどちらが安いとは言えません。

	意見・質問	回 答
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格と調査基準価格の比率は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種によって若干違いますが、一般的には88～90%程度です。
2-2	<p>審議案件：「仙台空港エプロン拡張工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率が高い理由は。 ・ 入札参加者が1者だけだが。 ・ エプロンとは航空機が入るところか。 ・ 1ヶ月前ほど、公正取引委員会が高速道路の談合で強制調査に入っているが、この落札業者は対象業者か。 ・ 受注予定者を決定し、応札者を絞ったとの疑いのようなが、今回の件と関係がなければ良いが。 ・ 技術者の確保ができないという理由であるが、単純な工事で技術者の確保ができないということがあるのか。 ・ 談合を推測させる材料がないということだが、業者側も心得ていると思う。やはりこういうものは、入札者が複数いて競争が行われるべきと考えられるが。 ・ 公正取引委員会の結果が出ていない状況ではあるが、競争が行われていないということについては反省材料ではあると考える。またヒアリングで技術者が確保できなかったとの回答があったということだが、もう少し掘り下げてみるべきでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）及び資材単価等を開示していることや、過去の同種工事の積算内訳も公表されていることから、比較的精度の高い積算が可能であったと推察されます。 また、本工事は第1回目の開札で予定価格を超過したことから、第2回目の開札に移行しており、結果として、落札率が高くなっております。 ・ 配置予定技術者が確保できなかったことが原因と考えられます。入札説明資料をダウンロードした者9者のうち、参加した業者をのぞく8者にヒアリングを行ったところ、そのような回答を得ました。 ・ はい、駐機場所が足りなくなったため増設工事をしております。 ・ はい、対象業者です。 ・ 夜間工事であることから、業者が参加しづらい工事です。また談合については系統的にチェックを行っており、提出された資料に不自然な点がないかということも確認しています。 落札率が高いというのは事実ではありますが、震災前及び震災後しばらくは落札率も低く、参加者も多い状況でした。今のような状況になったのは平成25年度になってからです。 ・ 空港での工事については、夜間に制限区域で行うという熟練が必要となります。業者と技術者について制限区域での施工実績を求めておりましたが、参加者が少ないことから、今回は技術者の実績を求めませんでした。しかし結果として1者入札となりました。 ・ おっしゃるとおりですが、報道では震災前から談合が行われていた疑いがあるということでした。当局の入札では平成25年度くらいから参加者が少なくなり、落札率が上がっております。 ・ こちらも疑いが出るようなことのないよう、ご指摘の点について、掘り下げて聞くように考えていきます。
2-3	<p>審議案件：「酒田港北港地区防波堤(北)(第二)本体工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率が高い理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示していることや、過去の同種工事の積算内訳も公表されていることから、比較的精度の高い積算が可能であったと推測されます。 また、本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を採用しております。落札決定にあたり評価の結果、最低価格の者ではなく、2番目の者が落札となっておりますので、結果として落札率が高くなったものです。参考に、最低価格の者が落札したとすれば、落札率は96.31%でした。

	意見・質問	回 答
	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者が少ない理由は。 ・日本海側は太平洋側と比べ技術者に余裕があると聞いていたが。 ・加算点の差はどのようなところをついたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術資料の提出が可能な者のうち入札資料をダウンロードした者は9者、うち入札に参加しなかった7者に確認したところ技術者の確保ができない等の回答がありました。 また工期が12月からとなっていることから、時期的にも技術者に余裕が無い時期と推測されます。 ・工種によって違いがあります。ブロック工事等は比較的余裕がありますが、ケーソン製作となると全国的に余裕がないと考えられます。 ・施工上配慮すべき事項の着眼点の設定における評価及び配置予定技術者の施工実績、保有資格において評価に差が出たものです。
2-4	<p>審議案件：「釜石港湾口地区防波堤北堤（浅部）2，3区細部設計」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低い理由は。 ・設計等は工事と違って落札率は低くなるのか。 ・ハイブリッドケーソンの製作は通常のケーソンと比べ割高になるのか。 ・調査基準価格にかなり近い金額で落札されているが、落札額が低くても受注するということがあり得るのか。 ・受注した業者が下請けに出すようなことがあるのか。 ・効率よく仕事ができる体制が出来ている会社は、安く受注できるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格の計算率を開示していることから、調査基準価格に近い入札が可能となっており、本業務に対する高い受注意欲により応札した結果と推測されます。 ・工事と比べ人材の能力に寄るところが大きいです。技術力が高い者は短期間で業務を処理することができることから、人件費が安くなると考えられます。結果として調査基準価格に近くなると考えられます。 ・鋼材を多く使っていることから、単体で見れば高くつきます。ただ設置も含めトータルで考えれば特に差はないと考えます。 ・工事であれば資材の納入や作業船の稼働など固定的な制約が多いが、調査業務はハード的な制約が少なく、天候等のリスクも少ないので、低い落札率で受注することはあります。 ・主たる部分の下請けは禁止しています。 ・そのように思われます。そもそも、震災直後と比べると設計案件が少なくなっている傾向にあることから、受注意欲が上がっていると思われます。
2-5	<p>審議案件：「仙台塩釜港港湾業務艇用船（その2）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が100%理由は。 ・1者応札の理由は。 ・現在も借りているのか。 ・船の仕様が決まっているが、今回落札した業者の船舶の性能は仕様と比べてどうなのか。 ・一般的には大きい船舶の方が維持費が高くなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労務単価等を公表しているため、高い精度の積算が行われたものと思われます。 また、第1回目の開札で予定価格を超過し、第2回目の開札に移行しており、結果として100%の落札率になったものと思われます。 ・他の港湾工事が多数あることから、工事に多くの船舶が使用されたため、当所が求める船舶を調達することが難しかったと考えます。 ・当所の船舶が修理中に借りている船であり、現在は契約は終了しています。 ・性能は求めている仕様と比べると大きい船舶となっております。 ・はい。 <p style="text-align: right;">以 上</p>